

軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助に係る補助金交付停止に関する事務 処理要綱

24福保高施第2264号
平成25年4月1日
25福保高施第2231号
平成26年5月7日
最終改正 5福保高施第600号
令和5年6月12日

1 目的

この要綱は、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助要綱（平成14年1月22日付13福高施第965号。以下「補助要綱」という。）4（1）、（2）、（3）又は（4）に該当する場合において、補助金の一部又は全部を交付しない場合（以下「補助金の交付停止」という。）の具体的基準及び手続等に関し必要な事項を定め、補助金の適正な執行を確保することを目的とする。

2 補助金の交付停止基準

補助金の交付停止の基準は、別表第1欄の措置要件のとおりとする。

3 審査委員会の意見

- (1) 東京都福祉局長（以下「局長」という。）は、補助金の交付停止において、あらかじめ別に定める審査委員会に対し、停止の可否及び停止期間について意見を求めるものとする。
- (2) 審査委員会は、補助金の交付停止を適当と認める場合は、別表第3欄に定めるところにより、停止期間について意見を付すものとする。

4 交付停止の決定

- (1) 局長は、補助金の交付停止を決定するときは、3に規定する審査委員会の意見その他関係資料に基づき、運営所管部において、停止の可否、停止期間及び停止理由について総合的に判断した上で決定する。
- (2) 局長は、前項の規定により補助金の交付停止を決定した場合には、別記様式により法人に通知する。

5 停止期間の変更等

局長は、4の規定に基づき、補助金の交付停止を決定した場合において、当該停止期間

中の法人及び施設に特別の事由若しくは極めて悪質な事由が明らかになったとき又は停止事由の改善の見込みがないと認めるときは、別表第3欄に定める期間の範囲内で停止期間を変更することができる。

6 停止期間終了後の措置

補助金の交付停止期間を終了した法人及び施設は、補助要綱に基づき、交付停止期間を除いた期間について、当該年度の補助金の申請を行うことができる。

7 その他

補助要綱4の補助対象施設において、重大な事件・事故等の事案が発生した場合には、この要綱に定める基準、手続等によらず、補助金を交付しないことができる。

8 適用時期

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

別表

号	1 措置要件	2 交付停止期間の標準	3 停止期間の決定
1	国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する一般指導検査における、文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず改善しないもの又は改善の見込みがないもの（おおむね同一の項目について、3回以上の文書指摘をした場合）	2か月以内	<p>ア 停止期間は、第2欄の期間を標準とし、事案の重大性、指導の継続状況等を総合的に判断し、12か月以内の期間で、月を単位として定める。</p> <p>イ 停止期間の変更を行う場合は、12か月以内の期間で、月を単位として、短縮又は延長することができる。</p>
2	国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する特別指導検査における、文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず改善しないもの又は改善の見込みがないもの（おおむね同一の項目について、2回以上の文書指摘をした場合）	3か月以内	
3	老人福祉法、介護保険法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの	改善命令等	6か月以内
		業務停止命令	12か月以内

(注) 補助金の交付停止をする範囲は、原則、補助要綱6に規定する全ての補助対象経費とする。ただし、事案の内容等を勘案し、補助金の交付停止をする補助対象経費の範囲を、個別に定めることができる。